

災害時活用井戸の整備費を補助します

地震等による災害が発生し、水道施設が使用できなくなった場合に、トイレなどに使う生活用水を確保するため、**町会（自主防災組織）が整備する井戸又は湧水**に対し、補助金を交付します。

● 補助対象経費

災害時活用井戸本体及び付帯設備の工事に要する以下の経費

- ① 対象工事に必要な**事前調査費**
- ② **ボーリング工事費、取水管工事費、井戸ポンプ設置工事費、安全対策工事費**
- ③ 既設の井戸等の経年劣化及び事故等に係る**修繕費**
- ④ 既設の井戸等の水の汲み上げ性能の向上や水の配給作業を効率化させるための**改修費**
- ⑤ 対象工事を実施する上で必要な**工事監理費、資器材費**（電動ポンプに使用するための発電機の購入費を含む。）、**機材運搬費及び清掃費等**

停電時でも利用
できると安心！

● 補助金額

災害時活用井戸 1 箇所あたり、補助対象経費の**100分の95**
補助金上限額 **350万円**



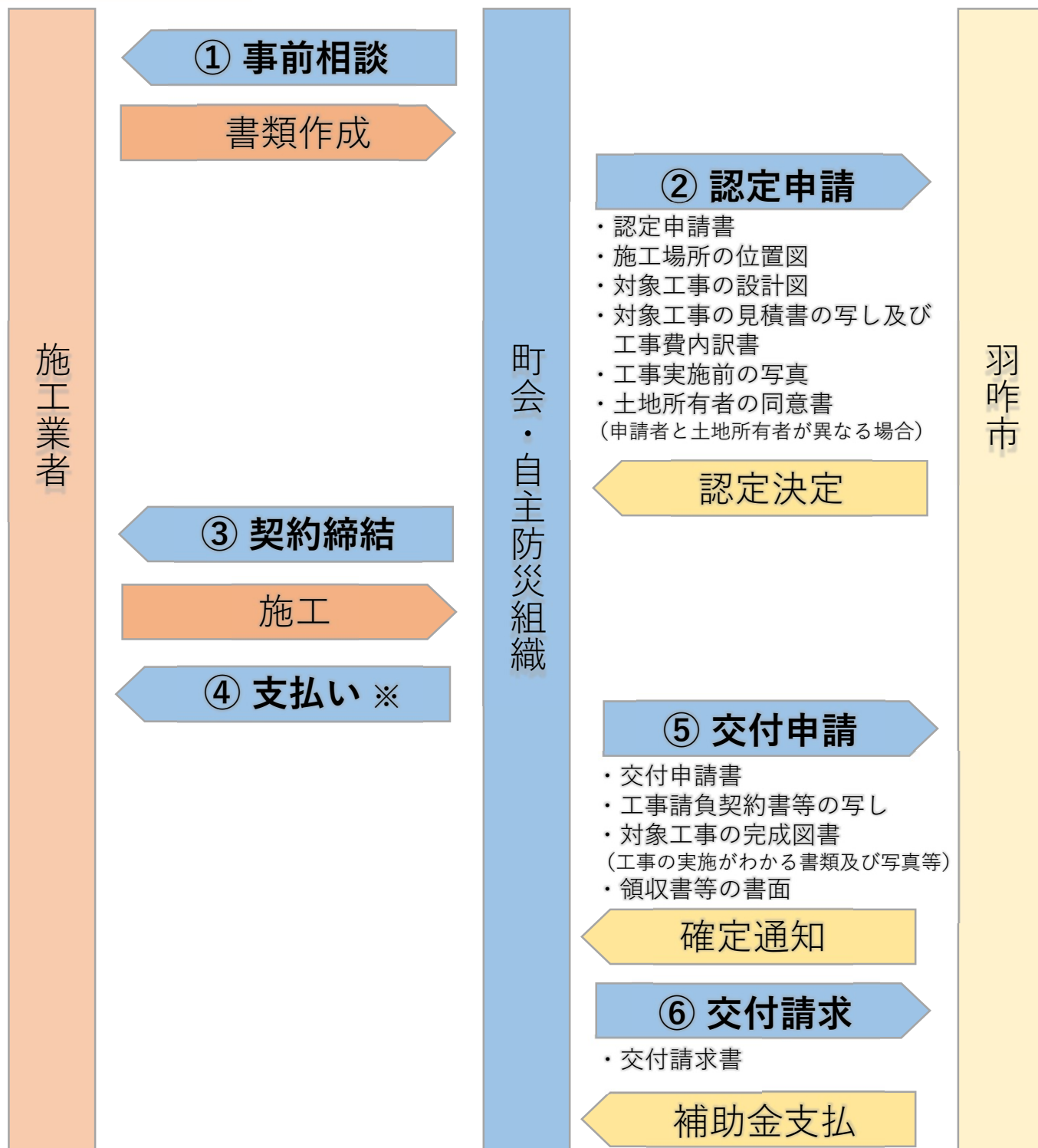
※費用負担の例：対象工事費200万円の場合

補助金		自己負担
190万円		10万円
対象工事費 200万円		

● 交付要件

- ① 井戸等の完成後に**羽咋市災害時協力井戸登録事業に登録**を行う予定としているもの（既に登録しているものも含む）であること。
- ② 関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 補助対象経費が**15万円以上**であること。
- ④ 補助金の申請は、各町会単位につき災害時活用井戸 **2 箇所を限度**とする。

● 申請の流れ



※代理受領制度が利用可能です

代理受領制度とは、申請団体が事業にかかった費用から、補助金額を差し引いた金額を施工業者に支払い、羽咋市が施工業者に直接補助金を支払う制度です。
【制度を利用するためには、申請団体から施工業者への委任状が必要です。】

お問い合わせ先

羽咋市産業建設部
生活安全課地域防災係
〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地
TEL : 0767-22-7176



市ホームページはコチラ